

令和8年度京都若者ライフデザイン推進事業(仕事と育児の両立体験プログラム)業務に係る質疑回答

No.	質 問	回 答
1	【仕様書＞4. 業務内容＞(2)訪問体験プログラム】 訪問体験プログラムのオンライン実施の可否について: 訪問体験プログラムについて、感染症対策や家庭の事情等を考慮し、Zoom等を活用したオンラインでの家庭訪問・交流を実施した場合も、実施件数として認められますか。	基本的には対面での実施を想定しておりますが、やむを得ない事情がありオンラインでの実施が必要な場合には、京都府と協議のうえ実施いただくことは差し支えないと考えております。 その場合にも、「京都府内在住又は京都府内勤務(保護者のうち一人でも可)の共働き家庭で、原則として小学校3年生以下の子どもがいる家庭」という要件は満たしていただくようお願いします。
2	【仕様書＞4. 業務内容＞(5)数値目標】 「協力企業」の定義およびカウント要件について: 「協力企業数20社」の定義について、インターンシップ生等への周知・広報(チラシ配布やメール案内等)に協力いただける企業であれば、社員の家庭訪問受け入れ実績がなくとも「協力企業」としてカウント可能でしょうか。	可能です。
3	参加学生の交通費の取り扱い(費用負担)について: 参加学生への交通費支給は、委託費(所要経費)の中に含める必要がありますか、それとも学生の自己負担(または大学負担)という想定でよろしいでしょうか。	業者からの提案によるものとし、特に指定しておりません。